

江差追分会名誉、上席、正師匠認定審議会、 江差追分会資格認定審査会及び 江差追分会伴奏資格認定審査会規則

(設置)

第1条 正調江差追分節を正しく習得し、資格認定をすることにより技術の向上並びに、江差追分会資格の付与を厳正に処理するため、江差追分会会則第29条の規定により、江差追分会名誉、上席、正師匠認定審議会（以下、「認定審議会」という。）、江差追分会資格認定審査会（以下、「認定審査会」という。）及び江差追分会伴奏資格認定審査会（以下、「伴奏認定審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 認定審議会、認定審査会及び伴奏認定審査会は、会長の諮問に応じて江差追分会（以下、「追分会」という。）の資格付与に関し、必要な事項を審議及び検定し、その内容等を会長に答申するものとする。

(各委員会の構成等)

第3条 各委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 認定審議会

追分会三役の他、会長が特に必要と認めた者で構成し、10名以内で会長が委嘱する。

(2) 認定審査会

追分会上席師匠及び正師匠の中から会長が指名した者で構成し、10名以内で会長が委嘱する。

(3) 伴奏認定審査会

師匠会伴奏部会が指名した者で構成し、10名以内で会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 第3条第1号、第2号及び第3号にかかげる委員の任期は2年とする。

(委員長の職務権限及びその代理)

第5条 委員長は委員会を代表し、その会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 認定審議会、認定審査会及び伴奏認定審査会は委員長が招集する。

(会議及び議事)

第7条 認定審議会、認定審査会及び伴奏認定審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 認定審議会、認定審査会及び伴奏認定審査会の議事は出席委員の過半数により決議し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(開催時期)

第8条 認定審議会、認定審査会及び伴奏認定審査会は毎年開催するものとする。ただし、開催日時等については、別に定めるものとする。

(受験資格)

第9条 認定審査及び伴奏認定審査の受験資格は次のとおりとする。

- (1) 追分会正会員及び準会員でなければならない。
- (2) 会則第33条に定める資格の内、師匠、ソイ掛け師匠、準師匠、ソイ掛け準師匠、講師、ソイ掛け講師、準講師の資格取得条件を満たしている者。

(受験申請手続き)

第10条 認定審査及び伴奏認定審査を受験する者は、次により会長に申請するものとする。

- (1) 第9条第2号で定めた受験資格を有する者は、別紙様式に定める次の書類により申請するものとする。
 - ア 申請書
 - イ 地区運営協議会及び所属支部長の推薦書
 - ウ 履歴書
 - エ 活動実績書
 - オ その他必要な書類

(審査の要領)

第11条 審査の要領は次のとおりとする。

- (1) 会則第33条に定められた資格
 - ア 審査会の開催地は江差町とする。
 - イ 会則第33条に定められた資格取得条件により、技術、人格、活動実績等の内容を精査し、指導実技検定により審査する。

- ウ 審査の決定は、審査員の合議によるものとする。
- エ 合議によりがたい場合は、委員長の判断により協議決定する。
- オ その他必要な事項は、委員長が決定する。

(審査料)

第12条 会則第33条に定められた追分会資格審査料等は、次のとおりとする。

- 1 審査料は、前納することを原則とする。
- 2 資格認定審査料及び免許料

資格区分	審査料	免許料
名誉師匠	0円	0円
上席師匠	0円	0円
ソイ掛け上席師匠	0円	0円
正師匠	0円	0円
ソイ掛け正師匠	0円	0円
師匠	10,000円	100,000円
ソイ掛け師匠	5,000円	50,000円
準師匠	10,000円	80,000円
ソイ掛け準師匠	5,000円	40,000円
講師	10,000円	50,000円
ソイ掛け講師	師匠会会員 5,000円 師匠会非会員 10,000円	} 25,000円
準講師	10,000円	

(審査の適正)

第13条 委員長は、資格取得に関し必要に応じて推薦者等を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第14条 認定審議会、認定審査会及び伴奏認定審査会の事務は、追分会事務局において処理する。

(雑則)

第15条 この規定に定めるものを除く外、認定審議会、認定審査会及び伴奏認定審査会に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月23日から施行する。
- 2 この規則は、平成9年4月20日から施行する。
- 3 この規則は、平成26年4月27日から施行する。
- 4 令和6年度に限り、ソイ掛け師匠、ソイ掛け準師匠、ソイ掛け講師に係る本規則第9条（2）及び第12条2項については適用しない。
- 5 この規則は、令和6年4月28日から施行する。